

## 『木造基本講座①』講習会 (2025/4/14)

この度は講習後のアンケートへのご協力ありがとうございました。  
多くのご意見いただきありがとうございました。主催者、講師ともに感謝いたしております。  
アンケートにいただいておりました質問への回答をさせていただきます。

### 〈感・質問〉

- ・仕様規定で対応できる建物はどのようなものでしょうか？ 例えば吹抜けのある空間、スキップフロアなどは構造設計者に依頼するのが望ましいでしょうか？  
→いずれも設計可能です。ただし吹抜けに面する耐力壁は水平構面による伝達が行われないうこと、吹抜けに面する梁は耐風梁としての検討が必要となります。スキップフロアは高低差が1.4mを超える場合は別のフロアとして判断されることがありますので階数の判断には十分な確認が必要です。また、スキップフロアの場合は全体での検討に加えエリアごとにも成立させる必要がある事、違うレベルに面する部分の耐力壁は両エリアで兼ねることが出来ないことから、ダブルフレームが必要になったり専門的な判断が必要となりますので構造設計者へ依頼されることをお勧めします。
- ・実際に業務として設計、申請などをしていないので、一昔前の設計も現場施工もえいやーの感覚からすると、建物を設計するという事が、細かい決まりごとが多くなりそれにとまって設計士の業務、施工する側も、知識の習得、法令法規の確認、そして責任が重くなっているということを改めて感じました。今後、機会があれば、設計業務も積極的にやりたいと思う中で様々な講習を受講させていただけたらと思います。  
→ぜひ積極的なご参加をお待ちしております。
- ・木造の基本について、とても理解が進みました。  
→お役に立てたようでありです。
- ・新2号 仕様規定の範囲の建物の木2F 共同住宅の外廊下と外階段の建物全体における考え方について教えてください。  
→いくつか取り扱いはありますが、階段が非木造を想定して回答いたします。階段が自立する設計方法であれば階段自体の構造計算を行う必要があります。この他に木造部分へ持たれかける設計方法の場合は地震力を木造で担保し、自重等の長期荷重を外階段部分で確保するようになります。
- ・アーカイブで再視聴出来るようには出来ませんか？  
→現在準備中ですので準備でき次第ご案内いたします。
- ・雲筋かいはグレー一本で設置位置の目安が出ていますが、この範囲内で設置していれば特に計算は不要でしょうか。  
→原則としてお見込みの通りです。開放的な設計において省略する場合の注意として講習内でお話しさせていただきました。
- ・屋根面で水平剛性をとる場合(登り梁工法)、直下階の耐力壁は登り梁まで到達している必要があるということでもよろしいでしょうか。

→原則として到達している必要があります。到達していない耐力壁は、耐力壁間の有効耐力壁線に含めない為水平構面の剛性を強くする必要があります。

・大規模な修繕や模様替えで階段の話がありましたが、元階段の他に仮階段を追加して新しい階段を作ってから仮階段を撤去するのは設計者がその良否を判断するということでしょうか。

→あくまでケーススタディとして協議した余談をご紹介させていただきましたので、事例毎に建築主事へお問い合わせください。

・柱の小計で質問をお願いいたします。

木造 2 階建て 100 m<sup>2</sup> 一般住宅の場合 許容応力度計算無し

今までは、一般柱 105 角 通し柱・出隅柱 120 角の仕様としていました。

法改正対応として早見表で入力して 103 と出ましたので、一般柱 105 角としたときに通し柱・出隅柱は、105？120？どちらが法的に適正でしょうか。

通し柱・出隅柱の小径は、何か基準はありますか。

→柱の断面欠損により考え方は変わりますが、一般的には仕口間の寸法で判断しますので 105 角で差し支えないと思います。

#### 9. 次回以降の講習会のテーマのご希望がございましたらご記載ください。(記述)

・意匠設計者向けの設備（電気・機械）設計について。

→開催の参考とさせていただきます。

・例題を解くような実務的な講習をお願いしたい

→コロナ禍も落ち着きましたので参集での講習会にて検討をしたいと思います。

・自身のレベルがあまりにも低いのでご提案された講習で気になったものは積極的に受講できればと思います。

→ぜひ当委員会の講習会を利用いただけると幸いです。

・耐災害について木造の免震構造の技術指針、また木造の水密性について技術指針があれば教えてください。

→免震構造については非常に高度な内容となりますので専門団体等へお問い合わせください。

→水密性については J A S S シリーズの内容をご参照ください。

・耐震等次回の計算の講習も参加したいと思います。

→ぜひお待ちしております。

・伝統構法の建物で限界耐力計算をする場合に、地震力以外の検討として各種許容応力度計算による確認が必要かと思いますが、こういったその他検討についての方法なども紹介していただけると幸いです(例えば差鴨居上の小壁で束で 3 分割されていて中央が開口である場合、梁上耐力壁のような考えで耐力低減と梁の断面検討が必要か・・・など)。

- 耐風圧については告示にて示す暴風時（1.6W）による解析にて損傷限界にて耐えること。
- そのほかについては通常の許容応力度計算を実施することになります。
- 差鴨居上の・・・については「伝統的構法のための木造耐震設計法」という書籍に詳しく記載がございますので参考にしてください。

#### 10. 木造特別委員会へ期待する内容はありますか？（記述）

- ・ 構造設計者の紹介をしていただけるとありがたいです。サポートセンター検索も確認しましたがまだ少ない状況だと思いました。
  - 今後拡充してまいります。お急ぎの場合は本会事務局又は各支部へお問い合わせいただくか、会員名簿（閲覧は会員専用）よりお探しいただくと幸いです。
  - また、木造特別委員の委員には数名ですが木造の構造設計者が居りますのでお問い合わせいただいても結構です。
- ・ 今後ともよろしく願いたします
  - こちらこそよろしく願いたします。
- ・ 今後も新鮮な情報、状況を伝えていただけたらとおもいます。実際に協会にお邪魔してサポート相談を受けさせて頂こうと思いました。
  - 今後とも皆様のご期待に沿えるように努めてまいります。
- ・ 神奈川県自然环境と気象や耐災害への木造住宅や建築の取り組みがあると良いと思います。
  - 今後の活動の参考とさせていただきます。
- ・ これからできるだけ参加したいと思えます
  - ぜひお待ちしております。
- ・ 引き続き間違いのない、エンドユーザーのための良質な木造建物を作るうえでのポイント等のレクチャーを願いたします。
  - 今後とも皆様のご期待に沿えるように努めてまいります。
- ・ いつも講座をありがとうございます。少しずつ学ばせて頂いています。
  - 今後とも皆様のご期待に沿えるように努めてまいります。